

灯油用ポリエチレン容器は認定 ラベル付のものを使用してください。

灯油の取扱い、運搬、貯蔵についてのお願いです。

気温が下がり、灯油の需要期になりますと、灯油用としてポリエチレン容器を使用されるご家庭が増えてまいります。

しかし、危険物法令で規定する基準に適合するものであるかどうか不明なポリエチレン容器が販売され、それを気づかずに購入し、使用されているケースも見受けられます。

ポリエチレン容器は、運搬、貯蔵中の事故防止及び人命安全を図るうえからも危険物保安技術協会の認定ラベル付きのものを使用するようお願いいたします。

灯油は、消防法で危険物に指定されています。貯蔵・取扱いについては次のことに注意してください。

貯蔵には推奨・認定の灯油かんなど専用の容器を使う。 風通しが良く、雨や日光が当たらない場所に保管する。

火気使用器具からは離して(2m以上)保管する。 灯油かんのキャップはしっかりと締める。

推奨・認定の灯油かんを使いましょう

灯油かんの種類は、赤・青・緑等の種類があります

灯油かんには
次の表示をすることが
消防法で規定されています

火 気 厳 禁

容量 10・18・20

第4類第2石油類

危険等級

灯油専用容器

火 気 厳 禁



18 L

第4類第2石油類

危険等級

灯 油 容 器



灯油を紫外線から守
るため「容器」は、
着色されています。

<お問い合わせ先>

岳南広域消防組合消防本部

消防本部 予防係 0269-23-0119
山ノ内消防署 予防係 0269-33-3119

中野消防署 予防係 0269-22-3386
豊田消防署 予防係 0269-38-2355